



つまごいむら

第41号

平成28年1月1日

農業委員会だより

編集・発行／孺恋村農業委員会 ☎0279-96-1256

年頭のご挨拶



孺恋村農業委員会

会長 小嶋 良一

新年明けましておめでとう
ございます。日頃農業委員会
の活動に対しまして、ご理解、
ご協力を賜り厚くお礼申し上
げます。

昨年は、4月下旬から5月
にかけて続いた干ばつと夏を
思わせるような高温、6月の
長雨と曇天、また、8月1

日、3日と連日電害があり
1000ヘクターを超える
被害を受けました。中旬から
は天候が急変し気温が低く雨
が降り続き日照時間も平年の
半分以下となり、農作物が生
育停滞となるなど、生産者は
安定供給を行なうため努力し
た年でもありましたが、販売
価格については、長期にわた
り高値が続いた年となりまし
た。

また、昨年の10月にはTP
P（環太平洋戦略的経済連携
協定）交渉が大筋合意に至り

ました。農林水産品の関税が
撤廃され市場開放されること
により価格が下落する等、農
業生産の現場では不安な声
が広がっています。キャベツに
ついて影響は少ないと言われ
ますが、今後の動向について
関心を持っていく必要がある
と思います。

農業委員会では、農業者年
金の加入を推進しています。
農業者年金は少子高齢化が進
んでも安心、また、税制上の
優遇措置などメリットの多い
年金です。まだ加入されてい
ない方は加入されてはいかが
でしょうか。

群馬県農業公社では農地中
間管理事業を行なっていま
す。農地を貸したい方、借り
たい方は農業委員会事務局に
相談してください。

最後になりますが、改正農
業委員会法が今年4月から施



行され、農業委員は今までの
公選制から村長の選任制へと
変更になります。孺恋村では
平成29年7月より新制度のも
とに農業委員が選出され、新
たに農地利用最適化推進委員
が新設されます。農業委員と
して、孺恋村農業の健全な発
展に向けて、また、新たな農
業委員会制度への円滑な移行
に向けた取組みを事務局とと
もに努めていきたいと考えま
すので、みなさまのご指導ご
鞭撻を重ねてお願いしご挨拶
いたします。

農業委員会 研修に参加して



農業委員
黒岩 久男

11月19日、20日と2日間にお
たり埼玉県川越市農業委員会
と、東京大田市場を視察しま
した。農業委員15名と事務局
2名の17名が参加しました。
19日は、川越市の農業ふれ
あいセンターにおい

て、川越市農業委員会
5名、事務局6名の皆
さんと意見交換を行な
いました。川越市の活
動状況と遊休農地解消
への取組みについて説
明を受けました。野
菜、米、果樹の栽培が
主でありほとんどが契
約栽培と観光直売であ
る。平坦な地形で高低
差40メートル、野菜は
2〜3毛作で通年出荷
できるとのことです。
遊休農地化の要因
は非農家による農地の

相続ができないこと、高齢化
による担い手不足等であり、
解消にむけて農地パトロール
を毎月実施し、農業委員が農
地チェックや担当地区の農地
所有者宅を戸別訪問して指導
しているとの事でした。農業
委員としての役割を再認識す
ることができました。一路東
京に向かい築地で夕食懇談会
と楽しいひと時でした。

20日は大田市場で視察と意
見交換を行ないました。市場
3社の4名の方と全農群馬2
名の方々の出席をいただきました。
生産者側と販売者との



川越市農業委員会との意見交換会

立場で話し合いになり、8月
1日から3日における降雹被
害のお見舞いとこちらから電
害品を優先的に販売していた
だいたお礼で始まりました。
品質やTPPの問題又輸入野
菜等の影響について担当の方
からお話があり、次年度も高
品質の品物の出荷をお願いし
たいとのことでした。市場内
の見学をさせていただき帰路
に着きました。2日間関係者
のみなさん、また事務局の方
に大変お世話になりました。
視察研修となりました。



大田市場での交流会

視察研修を終えて



農業委員
千川 京子

今回は川越市農業委員会を
訪ねた。会長をはじめ多数の
方々が対応してくださり、後
半はざっくりばらんな討論がで
き有意義な視察となった。

川越市は東京迄30km、電車
で30分という立地条件の中で
農業が行なわれている。平地
でほうれん草、小松菜、きゅ
うり、さつまいも、米な
どが栽培されている。小
松菜は回転が早く3〜5
毛作をして、一年中収穫
できるそう。さつまい
もや米などは小売りで完
売できるらしい。これも
東京近郊という立地条件
の賜物だろう。

しかし後継者不足で新
規就農者も少ないよう
だ。なぜならば、多種多
様な職業が身近に沢山あ
るためである。また、市
街地区域内の田畑もあ

り、固定資産税が高くその結
果、耕作放棄地となるケー
スもあるらしい。

農業委員会の取組みとして
は、遊休農地解消に向けて全
域調査が毎年8月に行なわれ
ていて、その後戸別訪問指導
をされている。今後は農業塾
などによる技術指導を行ない
就農者の増加と「人・農地プ
ラン」の策定と実行に大きな
期待をされている。

やはり、その土地や条件に
合った農業の方法、農業委員
会のあり方があると思った。
今後の嬉恋村における農業の
問題点や課題を検討しさらな
る発展ができればと思う。



大田市場見学

農業委員会からのお知らせ

農業委員会法

改正について

農業委員会等に関する法律の改正を含む、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました。

これにより、農業委員会法については、農地利用最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するため

● 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更
● 農地利用最適化推進委員の新設
等の改正が行なわれ、平成28年4月1日から施行されます。

嬭恋村農業委員会におきましては、現在の委員が法

施行日において任期中であることから、平成29年7月19日まで引き継がれます。

よって今回の法改正により、公布日以降農業委員の選挙は行なわれませんので例年実施していた選挙人名簿登録申請書の提出依頼はありません。

遊休農地所有者の 利用意向調査のお願い

農業委員会は法律に基づき農地の利用状況調査が義務づけられています。遊休農地となっている農地の所有者に対し、利用意向調査を1月中旬に郵送しますので返信用封筒にて提出していただきますようお願いを

願いたします。

農地中間管理事業 について

農地中間管理事業は、公的機関である群馬県農業公社が経営規模を縮小したい農家等から農地を借り受け、担い手に使いやすいうに集約して貸し出す事業です。

一定の条件を満たした貸し手の方には「機構集積協力金」が交付されます。

農地を貸したい方は、随時受付をしていますので、農業委員会にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

嬭恋村農業委員会

0279-96-1256

農業用の軽油は課税免税が受けられます

農業に使用する軽油に課される軽油引取税は、一定の手続きを行うと課税が免除されます。



○対象となる農業用の軽油

農業を営む人が使用する農業用の機械が、ほ場内で農作業を行うために使用する軽油

○受付場所・期間

吾妻行政県税事務所で、2月1日（月）から2月19日（金）まで、申請を受け付けています

臨時開設 嬭恋村役場会場

日時 2月2日（火）10：00～16：00（12：00～13：00除く）

場所 第2会議室（2F）

○手続き

①県行政県税事務所で「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行い、交付を受ける。

※申請には「耕作証明書」や申請機械の確認書類などの添付が必要です。

「耕作証明書」は農業委員会で交付されます。

②交付を受けた「免税証」を、軽油を購入する際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入、使用する。

③購入及び使用した数量等を報告する。



<問い合わせ先>

吾妻農業事務所

0279-75-2311

吾妻行政県税事務所

0279-75-3300



ご存じですか？

- あなたの老後生活への備えは充分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額（年額）の試算～					
加入年齢	納付期間	保険料月額4万円の場合		保険料月額6万7千円の場合	
		男性	女性	男性	女性
40歳	20年	64万円	54万円	107万円	90万円
50歳	10年	28万円	24万円	48万円	40万円

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。制度発足以降12年間（H25まで）の運用利回りの平均は年率2.53%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成27年度は0.75%です。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直してきます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
 （支払った保険料の15%～30%程度が節税）
 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

詳しくは…
 <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員) TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)